

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第4回 2022年3月28日(月) 10:00～11:30)

I 開会

II 議事

- ・ 倫理規則公開草案に対するコメントへの対応

【資料No.1～3】

III 会長挨拶

IV 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第 4 回倫理委員会有識者懇談会	1
倫理規則公開草案に対するコメント	2
倫理規則草案	3

2022年3月28日
第4回倫理委員会有識者懇談会
配付資料No. 1



倫理委員会有識者懇談会

第4回
2022年3月28日

本日の議事次第

倫理規則公開草案に対するコメントへの対応

倫理規則公開草案に対する コメントへの対応

※ 各コメントに関する本会の対応については、
本スライドにおいて赤字で示している。

1-1. 主なコメントの概要と対応(適用時期)1/2

適用時期について（賛成：6件、反対：1件）

質問(1)

本公開草案のうち、報酬及び非保証業務に関する規定の適用について、2023年4月1日以後開始する事業年度とすることに同意しますか。同意しない場合には、その理由及び適当と考える適用時期をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要

- **同意する。**国際的な監査事務所のネットワークでは、IESBA倫理規程の適用時期（2022年12月15日以後開始する事業年度）に準拠した対応をすることが想定されるため、**2024年4月1日以降開始する事業年度とする案を採用する場合、国際的なネットワークのポリシーにより早期適用をする監査事務所とそれ以外の監査事務所とで独立性の程度に重要な差異が生じることになり、利害関係者からの監査に対する信頼性を維持・確保する観点から適切でない。**
- × 本公開草案の内容は膨大であり、その内容を十分に理解し、関係者が実務に落とし込むには**相当の時間を要する**と考える。被監査会社・監査人ともに混乱を生じさせる可能性があるため、**適用時期を1年延期し、「2024年4月1日以降開始する事業年度」とすべきである。**

1-1. 主なコメントの概要と対応(適用時期)2/2

⇒ 今回の倫理規則の改正は、公認会計士の独立性の強化等を通じて依頼人の財務諸表の信頼性を高めることを目的の一つとしていること、また、以下の施策を通して円滑な適用を確保できると考えられることから、本会としては、IESBA倫理規程の適用時期も勘案し、**当初案で進めたいと考える。**

＜適用を円滑にするための施策＞

- 改正内容に関する研修やウェブサイトに掲載している説明動画等を通して、当会の会員だけでなく依頼人を含むステークホルダー各位への周知を行うとともに、会員から依頼人に対する情報提供と十分な協議を促す。
- 倫理規則の具体的な対応における解釈等に関しては、実務ガイダンスを提供することにより、実務上の混乱を避け、実務への円滑な浸透を図る。
- 適用日よりも前に契約が締結され、開始されている非保証業務に関しては、附則第4項において、業務が終了するまで従前の契約条件に基づき業務を継続できる経過措置を設ける。

1-2. 主なコメントの概要と対応(報酬)1/2

報酬に関する規定（5年辞任ルールを含む）の改正案について（賛成：8件、反対：0件）

質問(2) 報酬に関する規定の改正案について同意しますか。

同意しない場合には、その理由をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要①

- **同意する。**報酬に関する監査役等とのコミュニケーションを促進し、コーポレート・ガバナンスに関する透明性の向上を図り、利害関係者からの期待に適切に応えるものであり有用。
- 報酬依存度を中心とした報酬に係る情報は、監査役等側にとって、監査人の独立性を判断する上で重要な要素であり、今回の改正によって**コミュニケーションの対象が拡充されたことは妥当。**
- 5年辞任ルールの**例外規定の協議先としてJICPAは適切。**なお、**協議の透明性が確保されるような体制構築が必要**であり、具体的な対応部署やプロセスを特定すべき。
⇒ **例外規定の具体的な運用プロセスについては、会議体の独立性の確保に留意して、今後検討する予定。**

1-2. 主なコメントの概要と対応(報酬)2/2

◆ 主なコメントの概要②

- 報酬の開示においては、会社法と金商法による開示が求められる日本の事情に即して企業側の負担を考慮した上で、**開示の時期と内容に関するガイダンス**を定めていただき、**法令等との調整**も図っていただきたい。
- ⇒ 倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用の方法を例示し、実務上の参考として示すものとして、報酬に関する情報の開示に当たっての**実務ガイダンスを提供予定**。
- 5年辞任ルールに抵触すれば、被監査会社にも大きな負担をかけるため、「リフレッシュスタートでの5年のカウント」及び「15%超の監査事務所が**5年辞任ルールに抵触しないようJICPAが指導・サポート**」を行うべき。
- ⇒ 社会的影響度が高い事業体の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が5年連続15%を超える場合の年数のカウントについては、**適用初年度を1年目としてカウントする**。この点は、倫理規則の**附則においても明記する**。

1-3. 主なコメントの概要と対応(非保証業務)1/4

非保証業務に関する規定の改正案について（賛成：6件、反対：1件）

質問(3)

非保証業務に関する規定の改正案について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要と対応

- **同意する。**非保証業務について、IESBAの要求基準を満たし、できる限り適時に導入することが我が国の監査品質の信頼性向上の観点や、IFAC加盟国としての責務を果たす観点からも望ましい。
 - PIEの監査について、「自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合」には、同時提供が禁止となるが、その**解釈が会員によって相違することのないよう、ガイダンスを設け周知を行うべき。**
- ⇒ 倫理規則の具体的な対応における解釈等に関しては、**実務ガイダンスを提供予定。**

1-3. 主なコメントの概要と対応(非保証業務)2/4

- × 自己レビューが生じる可能性のある非保証業務を包括的に禁止するのではなく、従来通り、重要性による判断を認めるべきである。
- ⇒ **重要性の概念は主観的な判断を伴い、適用上の一貫性を確保することが困難になるおそれがあることから、IESBA倫理規程と同様に、自己レビューという阻害要因の水準の識別又は評価において考慮しないこととする。**
- **これまで同時提供が認められていた非保証業務が今後も認められるか否かのガイダンスを、早急に（少なくとも適用時期の1年前には）策定すべき。**
- ⇒ **非保証業務の提供の可否に関しては、実務ガイダンスにおいて、判断のプロセスや明示的に禁じられている業務等についての考え方を整理する予定。**
しかしながら、依頼人の状況や非保証業務の内容等はさまざまであり、倫理規則や実務ガイダンスにおいて、**提供が禁じられる業務を網羅的に特定することは困難であるため、それぞれの状況等に応じて、監査役等と会計事務所等とのコミュニケーションに基づき、個別に非保証業務の提供の可否が判断されるものと考えられる。**

1-3 . 主なコメントの概要と対応(非保証業務)3/4

- 監査役等の了解は、円滑かつ効率的な実務対応が可能な形式で行われることが必要
- 何をもって了解が行われたといえるかを明確化した指針が示されることが必要
- ⇒ 非保証業務の提供における監査役等の了解については、**円滑な導入のために、実務上のプロセスや留意事項、会社法との整合性に関する実務ガイダンスを提供予定**
- 事前了解の規定は、**企業に対してプロセス構築義務を課すものではなく、監査人自身の責任において非保証業務の提供についての情報をPIEの監査役等に通知する趣旨であること**を明確にすべき。
- ⇒ 倫理規則では、**依頼人に対し、監査役等が非保証業務を理解するためのプロセスの構築を求める規定は設けておらず、会計事務所等に対して、監査役等とのコミュニケーションの過程で非保証業務の提供に関する了解を得ることを求めている。**
ただし、依頼人の理解と協力の下、制度趣旨を踏まえた実効性のある実務の運用が期待される。

1-3 . 主なコメントの概要と対応(非保証業務)4/4

- **子会社又は親会社等に対する非保証業務の提供**についても監査役等の了解が必要であるとされている点については、**実務上の対応や留意事項を明確にする必要**がある。会社法との整合性も慎重に検討すべき。
 - ⇒ 親会社に対する非保証業務の情報を、子会社の監査役等に対して提供することになる場合、改正倫理規則の趣旨を踏まえ、親会社に対して業務を提供する予定の会計事務所等又はネットワーク・ファームを通じて、**親会社の理解と協力を得る実務が想定**される。
ただし、子会社の監査役への関連情報の提供が親会社の機微情報若しくは**機密情報の開示につながる可能性がある場合等を想定し**、倫理規則R600.23項において、一定の条件を満たすことを条件に非保証業務の適用が認められる**例外的な取扱いを定めている**。
- 事前了解の対象について、日本はPIEの範囲が広いため、PIEの子会社かつ単に資本金や総負債基準のみ該当するような企業に関しては適用を除外するといった免除規定を制定することが望ましい。
 - ⇒ **免除規定は設けない**。PIEの範囲に関しては、現在、IESBAで見直しの議論が行われているため、今後本会の倫理規則について改正を検討する際に、貴重なご意見として考慮する。
- **投資信託**など、必ずしも**監査役等が統治責任者になるとは限らない事業体**も存在するため、そのような事業体においては、誰が統治責任者として適格なのかを示すべき。
 - ⇒実務ガイダンスを提供予定。

1-4. 主なコメントの概要と対応(守秘義務)1/4

守秘義務に関する規定の改正案について（賛成：7件、反対：0件）

質問(4)

守秘義務に関する規定の改正案について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

◆ 主なコメントの概要①

- **同意する。**財務諸表監査に従事する会員に関して、違法行為への対応に関する規定において国際的な水準と同様の対応を図ることは、**監査品質を含めた我が国の信頼性向上の観点からも望ましい。**
- **同意する。**「守秘義務に関する倫理規則の改正に当たっての考え方」において、守秘義務が解除される「正当な理由」の考え方が示されていることは、今後の実務において有益である。

1-4 . 主なコメントの概要と対応(守秘義務)2/4

- 監査人による規制当局に対する報告は、企業側にも極めて大きな影響が生じるがゆえに、金商法193条の3において要件や手続を厳格に定めている。よって、IESBAの規定を基に、**監査人の判断による任意の規制当局への報告を求めるとしても、その規定は、謙抑的に運用されるべき**であり、企業の機密事項を含む情報を、規制当局に徒に報告するようなことがないようにすべき。よって、当局への報告が「その状況においてとり得る適切な対応であると判断する場合」を、**具体的に明示して、監査人及び企業の予見可能性を高めることが必要**。
- ⇒ 規制当局に対する任意の報告はR360.20項及びR360.21項の要求事項に従って判断を行うものであり、判断に関する適用指針は、第360.25 A1項から第360.25 A3項までに記載している。**安易に報告を行うこととならないように、会員向けの説明が含められている。**

1-4 . 主なコメントの概要と対応(守秘義務)3/4

- 360.26.A1JPでは、監査人予定者が不正な財務報告に関する法令違反等事実を認識するケースについての対応が示されている。**監査人予定者は、監査人としての立場ではない状況であり、明確な判断の拠り所がない中で難しい判断を強いられることとなり、不安定な立場に置かれることとなる。**また、企業側としても、監査人予定者の判断により、機密事項を含む情報を、規制当局に徒に報告する可能性が排除できない懸念を持っており、この規定を設けるとしても、**運用は謙抑的になされるべき。**仮に、日本で特有の本規定を導入するとしても、①その**必要性を市場関係者に十分に説明して理解を得る**とともに、②監査人予定者・企業側の懸念を払拭するような、**具体的で明確な監査人予定者の判断の指針**（どのような規制当局への報告であれば、守秘義務が解除される正当な理由となるのか）を作成することが必須である。
- ⇒ 第360.26.A1 JP項については、主なケースとして、監査人予定者が、金融商品取引法第193条の3における法令違反に相当する不正な財務報告に関する法令違反等事実を識別した場合を挙げている。
コメントを踏まえ、会員による安易な対応を避け、正しく理解されるように実務ガイダンスを提供することとする。

1-4 . 主なコメントの概要と対応(守秘義務)4/4

- 「例外的な状況において、会員は、投資家、債権者、従業員又は社会一般に対して重大な損害をもたらすような、法令に対する急迫な違反を構成すると信じる理由がある実際の又は意図されている不正な財務報告に気付く場合」の対応として、**監査役等と協議することなく当該事項を規制当局に報告しうる場合がある旨が記載されている**。これに対し、**会社法では、会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役等に報告しなければならないと**されている（会社法第397条）。**この両規範が両立しうるのか、両立しうるのであればどのように整理すべきかを確認させていただきたい。**
- ⇒ 法令に対する急迫な違反を構成すると信ずる理由がある不正な財務報告に気付いた場合、会計事務所等は、会社法第397条並びに監査基準委員会報告書240及び260に基づいて、監査役等への報告を遅滞なく又は適時に行うことが想定される。
しかしながら、急迫の程度や監査役等に対する報告の時期によっては、倫理規則に基づき、状況に応じて規制当局に対する報告が時間的に先に実施される可能性がある。その場合であっても、倫理規則において会員は関連する法令等の遵守が求められているため、会社法第397条の規定と倫理規則R360.27項は両立するものとする。

1-5 . EDからの主な変更箇所(コメントに対応したもの)

- 前スライドまでに取り上げたコメントに関しては、倫理規則の公開草案からの変更は発生していないが、その他のコメントを受けて主に以下の点を変更している。(字句・表現に関する修正を除く)

該当箇所	内 容
ガイド第6項	「inquiring mind」が「継続的な注意」と訳出されている個所があったため、「探求心」に変更した。
第100.7 A1項	会員の業務に関連する法令等の例に「公認会計士法・会社法、金融商品取引法等」が含まれる旨を追記した。
第250.11 A2 JP項 第340.11. A2 JP項	会員からの「社会通念上許容される範囲を超える場合にも勧誘が可能と読み取れる余地があるのではないか。」というコメントを受け、「社会通念上許容される範囲を超える場合、一般に、阻害要因の重要性はあまりに大きく、いかなるセーフガードを適用しても、阻害要因の重要性を許容可能な水準にまで軽減することはできない。」という文章を追記した。
第360.15 A1項	金融商品取引法第193条の3に基づく意見の申出義務を例として挙げ、報告期限が定められている点に留意が必要という旨を記載していたが、当該条文には報告期限が定められていない旨を指摘するコメントがあり、報告期限に関する記載は削除した。
第360.21 A1項	会員が検討すべき、とり得る追加的な対応策として「(1) 法令で要求されている場合、適切な規制当局に当該事項を報告する」を挙げていたが、「法令で要求されているのであれば検討する余地はなく当然に実施するのではないか」というコメントを受け、当該部分を削除した。
第400.32 A1項	会員からのコメントを受け、箇条書きの記載の仕方をIESBA倫理規程と合わせるための修正を行った。

1-6 . EDからの変更箇所(解釈指針から移動したもの)

現行の「職業倫理に関する解釈指針」にあるQAのうち、会員が業務を行う上で、遵守が求められるものについては、新「倫理規則に関するQ&A」には引き継がずに、倫理規則の本文でJP項として記載することとする。

- 現行解釈指針Q3

監査業務の依頼人に対して税理士業務を提供することが、公認会計士法上の「著しい利害関係」に該当するという解釈を示していたが、本項目は、倫理規則R604.4 JP項として移設した。

R604.4JP 公認会計士法等の規定により、公認会計士（配偶者を含む。）、監査法人の社員（業務に社員として関与した者（指定社員を含む。）の場合は配偶者を含む。）又は補助者が、監査を実施しようとする会社等（子会社やその役員等を含む。）から税理士業務その他公認会計士法第2条第1項及び第2項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合、「著しい利害関係」に該当し、当該公認会計士等は当該会社等に対し公認会計士法第2条第1項の業務を行うことができない。なお、公認会計士又は監査法人と支配関係にある税理士事務所等が、当該公認会計士又は監査法人の監査業務の依頼人に対し税理士業務を行い継続的な報酬を受けることは、上記法律規定の潜脱となるおそれがあるため、当該公認会計士又は監査法人の監査業務の依頼人に対し税理士業務を提供することは、上記の「著しい利害関係」に該当すると解釈すべきである。

- 現行解釈指針Q6

倫理規則の「家族」の定義中の「被扶養者」という言葉について、税法上本人の扶養家族として取り扱われる者を指すという旨の解釈を示していたが、本項目は倫理規則用語集「家族」の中の解説として移設した。

ディスカッションポイント

- ▶ 倫理規則公開草案に対するコメントに対する当会の対応について、ご意見はあるか。



Engage in **the Public Interest**

社会に貢献する公認会計士